

# 宴会約款

ホテル日航ノースランド帯広(以下、「当ホテル」という。)では、ご宴会・催し物(以下、「宴会等」という。)及び結婚披露宴等に伴う  
レストラン及び宴会場等(以下、「宴会場等」という。)のご契約及びご利用に関して、  
以下の通り約款(以下、「本約款」という。)を定めておりますので予めご了承くださいますようお願い申し上げます。  
この約款に定めない事項につきましては、法令・または一般的に確立された慣習によるものとさせていただきます。

## 1. ご予約と申込金について

### 〈宴会等〉

宴会等のお申込みをいただく場合は、ホテルが定めた「宴会等申込書」に、お申込み内容をご記入のうえ、申込金を添えて提出していただきます。申込金額は、お申込み時の宴会等見積り総額に基づき当ホテルより提示させていただきます。「宴会等申込書」の内容を当ホテルが確認のうえ受諾したときに、宴会場等のご利用契約(以下、「契約」という。)の成立とさせていただきます。なお、申込金については、宴会等の代金又は取消料の一部として取り扱いさせていただきます。

### 〈結婚披露宴等〉

結婚披露宴等のお申込みをいただく場合は、ホテルが定めた「ご結婚披露宴申込書」に、お申込み内容を新郎新婦双方よりご記入のうえ、申込金10万円を添えて提出していただきます。「ご結婚披露宴申込書」の内容を当ホテルが確認のうえ受諾したときに、契約の成立とさせていただきます。なお、申込金については結婚披露宴等の代金又は取消料の一部として取り扱いさせていただきます。

## 2. 宴会時間と追加室料

宴会場等のご使用開始から終了までの契約時間(以下、「宴会時間」という。)は所定の室料をいただいておりますが、宴会時間を超過した場合には追加料金を頂戴いたします。また、宴会時間の前後につきましては、準備時間と撤去時間の合計が1時間までは無料、1時間を超える場合には超過時間に応じた追加料金を頂戴いたします。但し、次の宴会使用時刻との関連によりご使用時間の超過に応じられない場合もございますので予めご了承ください。

## 3. 有料人数の確認

料理などの用意が必要な人数(以下、「有料人数」という。)を宴会等及び結婚披露宴等の開催日の3日前までに当ホテル担当係員にご通知ください。また、10名を超える変更の場合は開催日の7日前までにご通知ください。それ以降は、全て手配が完了していますので、宴会等及び結婚披露宴等の当日出席されたお客様の人数が有料人数より減少した場合であっても有料人数分の料金を頂戴いたします。また、有料人数より増加した場合、内容を変更させていただく場合がございますので予めご了承ください。

## 4. その他手配品の数の変更・お取り消しについて

宴会等及び結婚披露宴等において利用される手配品及び記念品等の数の変更・お取り消しについては、宴会等及び結婚披露宴等予定日の14日前までに当ホテル担当係員にご連絡ください。それ以降の変更については応じかねます。但し、既に手配が完了している別注品については変更・お取り消しはできませんのでご了承ください。

## 5. 取消料

### 〈宴会等〉取消料と期日変更料

すでにご予約をいただいた宴会等をお取り消しされる場合及び期日を変更される場合は下記の通り取消料及び期日変更料を頂戴いたします。

### 〈結婚披露宴等〉取消料と期日変更料

すでにご予約をいただいた結婚披露宴等をお取り消しされる場合及び期日を変更される場合は、申込者から下記の通り取消料及び期日変更料を頂戴いたします。なお、お客様の少なくとも一方が当会場に対して明確に解約又は期日変更の意思を表示された場合には、申込者双方の意思表示があつたものとし、解約の場合には、同日を解約日といたします。

宴会開催日当日から起算して解約日が	取消料及び期日変更料
181日前まで	ご予約会場の正規会議室料の10%
180日前～121日前まで	ご予約会場の正規会議室料の30%
120日前～91日前まで	ご予約会場の正規会議室料の50%
90日前～61日前まで	ご予約会場の正規会議室料の80%
60日前～31日前まで	ご予約会場の正規会議室料の100%
30日前～11日前まで	ご宴会等のお見積り総額の70%
10日前～前日まで	ご宴会等のお見積り総額の80%
開催日の当日	ご宴会等のお見積り総額の100%

披露宴当日から起算して解約日が	取消料及び期日変更料
365日前まで	申込金の20%と実費
364日前～181日前まで	申込金の50%と実費
180日前～151日前まで	申込金全額と実費
150日前～91日前まで	申込金全額及び披露宴見積額の20%と実費
90日前～61日前まで	申込金全額及び披露宴見積額の30%と実費
60日前～31日前まで	申込金全額及び披露宴見積額の40%と実費
30日前～11日前まで	申込金全額及び披露宴見積額の50%と実費
10日前～前日まで	申込金全額及び披露宴見積額の80%と実費
当日	申込金全額及び披露宴見積額の100%と実費

※上記以外に既に制作等にて発生した実費を加算させていただきます  
※お見積り総額については、最新の見積書内容を適用させていただきます  
※取消料及び期日変更料は、お取り消し後の再販売可能性から設定いたしております  
※取消料及び期日変更料はサービス料及び税金を除いた金額とさせていただきます

※「実費」とは、契約成立時から解約日までに生じた印刷、衣裳、装花、写真、映像、引出物、司会者など既に業者に発注、手配済みの委託契約の取消料及び期日変更料を指します  
※「披露宴見積額」とは、最新の見積額から「実費」を除いた金額を指します  
※取消料及び期日変更料は、お取り消し後の再販売可能性から設定いたしております

なお、期日の変更につきましては、90日前までに変更された場合は期日変更料を免除させていただきます。また、当該契約に基づき当ホテルが外部に手配済みの発注物につきましてはお取り消し・期日の変更に関わらずその全額を申し受けます。

## 6. 前払金

当ホテルから提示いたしました宴会等及び結婚披露宴等の見積総額を、原則としてご利用予定日の7日前までにお支払いただきます。また、実際のご請求金額との差額につきましてはご利用当日にお支払いいただきます。前払金を当ホテルが指定する日までにお支払いただけない場合、お申込みは撤回されたものとし、会場をご利用いただけなくなりますのでご注意ください。この場合、お取り消しの場合に準じた取消料をご請求させていただきますのでご了承ください。なお、当ホテルがご利用の後日のお支払を承諾した場合、ご明細書を添えて請求させていただきます。到着後2週間以内にご入金ください。

## 7. 装飾、余興等の手配

宴会等及び結婚披露宴等に関連する装飾、音楽、余興及びレセプション等につきましては、当ホテルより指定取引先に手配させていただきます。お客様が当ホテルの指定する取引先以外に直接依頼された場合は、宴会等及び結婚披露宴等を円滑に運営するため事前に当ホテルにご連絡をいただき了解をさせていただいた後にお手配ください。当ホテルの事前の同意を得ないで直接取引先にご依頼なさることはご遠慮ください。又、他のお客様にご迷惑を生じる可能性のある太鼓等の楽器、バンド演奏、特殊音響等につきましては他会場の利用状況によりお断りさせていただく事がございますので予めご了承ください。

## 8. 直接ご依頼の取引先に対するご指示

当ホテルの了解のもとにお客様が直接依頼された取引先が行う宴会等及び結婚披露宴等に関連する装飾・余興等の機器及び材料の搬入・搬出又は看板等のサイズ、その取り付け方法等の決定、あるいは設置場所等につきましては、当ホテルのルールの下に実施していただくようその取引先に対して指示する場合がございます。

## 9. 損害賠償

お客様(お客様側の全ての関係者を含みます)及びお客様が直接ご依頼された取引先の皆様は、当ホテルの施設・什器備品等の破損、損傷しないよう十分にご注意ください。もし施設、什器備品等に損害・損傷が生じた場合は、当ホテルの指示に基づき速やかに修理いただくか又は、その賠償金額をご負担いただきます。その他、お客様の故意過失により当ホテルに損害が生じた場合には、直接間接を問わず生じた損害(弁護士費用を含む)について賠償いただきます。

## 10. 荷物または携帯品の保管

- (1)お客様の荷物が事前に当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解した場合に限り責任をもって保管し当日お渡しいたします。  
(2)お客様の手荷物・携帯品等はクローケにお預け願います。但し、貴重品等はお客様ご自身が責任をもって管理願います。クローケ以外に於いて生じた毀損等の損害につきましては当ホテルに過失が認められない限り一切の責任は負いかねますのでご了承ください。

## 11. 宴会ご利用契約締結の拒否及び解除

当ホテルは、次に掲げる場合において、宴会ご利用契約の締結に応じないものとします。また、宴会ご利用契約を締結した場合は契約を解除するものとします。なおこの場合、損害賠償等のお支払はいたしかねますのでご了承ください。申込金、前払金については、実費を除いてご返金いたします。

- (1)宴会等及び結婚披露宴等に出席するお客様の中に次の事由に該当する者がいる場合  
•暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力  
•暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の団体  
•法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者のあるもの  
(2)当ホテルの他のお客様に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合  
(3)当ホテルもしくはその従業員に対し、暴力的要求行為を行い、または合理的範囲を超える負担を要求した場合  
(4)宴会等及び結婚披露宴等に出席するお客様が法令または、公序良俗に反する行為をなされる恐れがあると判断した場合、またはこの約款に違反された場合  
(5)天災地変、火災、暴動、官公署の命令、その他やむを得ない事情により宴会場等を使用することができない場合、あるいは宴会等及び結婚披露宴等の実施が不可能になるおそれが極めて大きい場合

## 12. 禁止事項

次に掲げる事項につきましては、禁止させていただきますのでご遠慮くださいるようお願い申し上げます。

- (1)犬、猫、小鳥、その他の愛玩動物、家畜類等の持ち込み  
(2)発火、又は引火性の物品の持ち込み  
(3)悪臭を発するものの持ち込み  
(4)食品類の持ち込み(当ホテルが特別に同意した場合を除く)  
(5)とばく等、風紀を乱す行為、または他のお客様の迷惑になるような言動  
(6)備付品の移動  
(7)ご予約時の使用目的以外のご利用  
(8)その他法令で禁じられている行為  
(9)新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルスなど感染力の強い疾病に罹患した事実を秘匿または異なる事実の通知  
(10)合理的な理由なく当ホテルからの連絡に対する2週間以上の音信不通  
(11)当ホテルが指定する方法以外でのスタッフへの直接連絡

上記の定めに間わらず、身体障害者補助犬法に定める盲導犬・聴導犬・介助犬は同伴いただけます。

## 13. 食物アレルギー対応

当ホテルではお客様がお食事をお楽しみいただけるよう、以下の通りの対応をいたしております。

- (1)使用する食材に含まれる特定原材料8品目(小麦・卵・乳成分・くるみ・えび・かに・そば・落花生)につきましては、製造者及び販売者からの情報をもとに確認しております。  
(2)ブッフェのメニューにおきましては、含まれる特定原材料8品目について表示しております。  
(3)正餐形式の宴会等及び結婚披露宴等出席者の中に食物アレルギーをお持ちのお客様がいらっしゃいましたら、宴会等及び結婚披露宴等の開催日の14日前までに当ホテル担当係員までお知らせください。お知らせいただかなかった場合にお客様に生じた不利益につきましては、当ホテルは責任を負いかねます。  
(4)全メニューを同一厨房内にて準備し、洗浄機器も同一の物を使用していますので、調理過程においてアレルギー物質が微量に混入する可能性がございます。また、食器、調理器具は、他のお料理と共有しており、厨房内では表示しない他のアレルゲン食材を使用しています。

## 14. 著作権

宴会等及び結婚披露宴等において第三者が制作した音源、映像等を使用する場合、適切な著作権処理を行う必要があります。当該音源、映像等の使用に伴い、別途使用料等をご負担いただく場合がございますので、事前にお申し出ください。

## 15. 合意管轄

本約款の解釈及び効力は日本法に準拠し、お客様と当ホテルは本約款に関し、裁判上の紛争が生じたときは当ホテルの所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

## 16. 個人情報の取り扱いについて

- (1)当ホテルは、次の場合を除き、取得個人情報を第三者に提供、又は開示せず、その利用を第三者に委託しません。  
①予めご本人の同意を得たとき ②「個人情報保護に関する法律第23条」に基づくとき  
(2)開示・訂正請求等への対応  
ご本人の個人情報の開示・訂正・追加又は削除、利用停止等を希望される場合は当ホテル担当係員までお問合せください。合理的な期間、妥当な範囲でこれに対応いたします。